



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障費負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめ

とする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

そのような状況をふまえ、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などをを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

岐阜県では、平成 19 年 3 月に、少子化の問題に地域で主体的に取り組む必要があるとの認識に立ち、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定し、条例に基づき、同年 12 月には「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画」を定め、少子化問題に積極的に取り組んできました。

さらに、その後、平成 27 年 3 月には、「第 3 次岐阜県少子化対策基本計画」のもと「結婚や出産の希望がない、女性も男性もいきいきと活躍しながら子どもを生み育てることができる岐阜県」を目指して、「結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり」「子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり」「子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり」の 3 本柱で、少子化対策に重点的に取り組み、平成 30 年 3 月には計画の改定を行っています。

## 2 計画策定の趣旨

岐南町においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、平成 27 年に「岐南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て世帯への様々な支援の取り組みを進めてきました。

このような中、令和元年に策定した第 6 次総合計画では、将来像「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」の実現に向けて、まちづくりの目標の 1 つに「思いやりとふれあいで人を育むまちづくり」を掲げ、子どもが健やかに育ち子育てしやすい環境づくりを進めています。

社会情勢のめまぐるしい変化等から、共働き世帯の増加や生活様式の多様化もより一層進み、子どもの育成や子育て支援に関するニーズが変化するなど、困難を抱える子どもが増えており、これらの状況に柔軟に対応するためには、様々な機関・部署が連携した多角的・重層的な支援とともに、子どもや子育て家庭に寄り添う取り組みなど、幅広い施策展開による切れ目のない支援が必要となっています。

この度、『岐南町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第 2 期岐南町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を推進していく、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、国の次世代育成支援対策推進法をふまえ、策定するとともに、岐南町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

### 4 計画の策定経過

#### (1) 子育て世帯に対するニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係るアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

調査対象は、未就学児童（0歳～6歳）・小学生児童（小学1年生～小学6年生）の長子の子を持つ保護者を対象に実施しました。

#### (2) 岐南町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、住民、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する関係者等で構成する「岐南町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

### 5 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。